

第六十四号議案

東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の
右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第一条 東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「責任者の設置その他の」を削り、「講じるよう努めなければならない」を「講じなければならない」に改める。

第十一条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。
第十三条に次の一項を加える。

4 指定障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
第十三条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第六十 四号議案

東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第十三条の二 指定障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。第十八条第一項中「平成二十四年東京都条例第百五十五号」の下に「。第三十八条第三項において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。」を加える。

第三十八条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（指定障害福祉サービス等基準条例第百九十二条の二に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第一項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第百九十二条の三に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項の支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第四十七条第二項中「必要な措置を講じるよう努めなければならない」を「規則で定める措置を講じなければならない」に改める。

第四十九条に次の一項を加える。

2 指定障害者支援施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これを関係

者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第五十条に次の一項を加える。

3 指定障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第五十六条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第五十六条の二 指定障害者支援施設は、虐待の発生及び再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第五十七条に次の一項を加える。

3 指定障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めなければならない。

附則第十一項中「第三十八条第二項」の下に「及び第四項」を加える。

第二条 東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年東京都条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和四年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第三条第三項及び第五十六条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

- 3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第十三条の二の規定の適用については、同条第一項中「講じなければならぬ」とあるのは「講じるよう努めなければならぬ」と、同条第二項中「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
- 4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第四十七条第二項の規定の適用については、同項中「講じなければならぬ」とあるのは「講じるよう努めなければならぬ」とする。
- 5 施行日から令和四年三月三十一日までの間、改正後の条例第五十条第三項の規定の適用については、同項中「講じなければならぬ」とあるのは「講じるよう努めなければならぬ」とする。

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第十号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号）等の改正に伴い、業務継続計画の策定等に係る規定を設けるほか、規定を整備する必要がある。